

施工房・事業者を相手方とする国内受注型企画旅行条件書 (表紙)

⚠ 当旅行条件書は非常に重要です。
必ずお読みいただき、ご理解の上で申し込みください。



1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社施工房 (東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 46F 観光庁長官登録旅行業第1683号 (第1種) [以下「当社」といいます。]) が、事業者の依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる送迎又は宿泊のサービスの内、並びに事業者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、事業者は、当社と受注型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます。) を締結することとなります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面 (以下「最終旅行日程表」といいます。) 及び当社旅行業規約の事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部 (以下「当社約款」といいます。) 等によります。当社約款は当社ホームページ (www.tabikobo.com) からご覧いただけます。
- (3) 当社は、お客様が当社で定める旅行日程に従って送迎・宿泊機関その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます。) の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (4) 本旅行条件書 (「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために当社と旅行契約を結ぶに当たって、当事者となる個人のこともいいます。また、「お客様」とは、当社と事業者との間の旅行契約に基づき、当該旅行に参加する個人のことをいいます。

3 旅行のお申込み

- (1) ご来店の場合は、当社にて当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入の上、下記の申込金をお申込みいただきます。
- (2) 当社が電話、電子メール、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを承ります。この場合、契約は申込みの時点では成立せず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合がございます。
- (3) 申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また第6項に定める旅行契約成立前、事業者がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

| 旅行代金の額 | お申込み時の申込金の額 |
|--------------|-------------|
| 30万円以上 | 6万円以上旅行代金まで |
| 15万円以上30万円未満 | 3万円以上旅行代金まで |
| 15万円未満 | 2万円以上旅行代金まで |

- ※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途ご案内させていただきます場合がございます。
- (4) ① お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない確認上で、お客様が旅行契約の締結を強く希望される場合は、当社はお客様に期限を明確にした上で、お客様をキャンセル待ちのお預かりとして登録し、手配の完了に向けて努力します。この場合でも当社は申込金を「取消料」として申し受けます。
 - ② ①の場合で、キャンセル待ちを登録したコースの契約は、当社が予約が可能となった旨の通知を行った時点で成立するものとします。
 - ③ キャンセル待ちの登録は、手配の完了を保障するものではありません。
 - ④ 当社が予約可能となった旨を通知する前に、お客様よりキャンセル待ち登録解除のお申出があった場合、又は結果として予約ができなかった場合は、当社は当該「預り金」を全額払い戻します。

4 申込み条件

- (1) 旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定の年齢又は事業者を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合には、ご参加をお断りすることがあります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨、事業者は旅行のお申込み時にお申出ください。なお、これらのお客様については、当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。が、医師の健康診断書を提出していただく場合があります。又、現地情報や関係機関の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者又は同伴者の同行等を条件とさせていただきます。あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4) お客様が他の特別な配慮のお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (5) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は治療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るための必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の自己負担となります。
- (6) 事業者又はお客様の都合による別行動は原則としてできません。
- (7) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、事業者又はお客様から、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用の払い戻しは行いません。
- (8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合には、ご参加をお断りすることがあります。
- (9) お客様が暴力団員、暴行団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (10) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りする場合があります。

5 企画書面の交付

- (1) 当社は、当社に受注型企画旅行契約のお申込みをしようとする事業者からの依頼があったときは、当社業務上の都合がある場合を除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面 (以下「企画書面」といいます。) を交付します。
- (2) 当社は本項(1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金 (以下「企画料金」といいます。) の金額を明示することができます。

6 事業者との受注型企画旅行契約の成立時期

- (1) 第3項(1)及び(2)の場合は、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の利用を始めた時に成立いたします。なお、通信契約は事業者と締結したときは、カードを受理し、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知が事業者へ届いた時に成立します。
- (2) 第3項(4)の場合、キャンセル待ちのコースの契約成立は、お客様から当該申し込みの撤回ご連絡があったか、当社が、予約可能となった旨の通知を行った時に成立します。この場合、当社が既に「お預かりしている代金」はこの時点で正式に受理したものとみなします。
- (3) 当社旅行の銀行口座へ旅行代金の振込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込入金領書をもって代えさせていただきます。
- (4) 当社は、事業者と受注型企画旅行契約を締結することにおいて、申込金の支払いを受理することなく (契約の締結を承諾することはありません。この場合は、当社は事業者にその旨を記載した企画書面を交付するものと受注型企画旅行契約は、当社が事業者に対して当該書面を交付した時に成立します。

7 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社が旅行契約成立後速やかに事業者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はご予約案内書、旅行条件書等により構成されます。
- (2) 当社は第5項(1)の企画書面において企画料金を明示した場合は、当該金額を契約書面に記載します。
- (3) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社は事業者又はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにしてお渡します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにしてお渡しができます。お渡し方法は郵送を含みます。また、お渡し日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

8 旅行代金のお支払い

事業者は、旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日 (以下「支払い基準日」といいます。) 以前に旅行代金全額 (申込金を受理した場合は、残金) をお支払いいただきます。また、支払い基準日以降にお申込みの場合は、申込みと同時に、又は当社が指定する期日までに支払いいただきます。

9 お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金は、企画書面又は契約書面等に旅行代金として表示した金額に追加代金として表示した金額を加え、割引代金として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合計金額は第3項(3)の「申込金」、第7項(1)①の「取消料」、第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

10 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金、また、ファーストクラス席、ビジネスクラス席、プレミアムエコノミー席と明示されていない場合は、航空・船舶はエコノミークラス席、鉄道は普通車を利用します。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等 (空港・駅・港と宿泊場所間の送迎バス、及び都市間の移動バス、旅行日程に事業者と記してある場合を除きます)。
- (3) 旅行日程に明示した観光の代金 (バス代金・ガイド代金・入場料等)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の代金及び視・サート料金 (インフラ等) に特別に別途の記載がない限り部屋に2名で宿泊した場合の代金を基準とします。
- (5) 旅行日程に明示した食費の代金 (機内食は除く) 及び視・サート料金
- (6) 手荷物の運送料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運送料金 (お1人様20kg以内が原則となっております。ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは保書にお示しください。)、手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するのみです。
- (7) 添乗員サービス料の添乗員の同行費用
- (8) 燃料油サーチャージ及び明記したコースの燃料油サーチャージ、該当コースについては、運送機関の定める燃料油サーチャージの増額・減額、減額がなかった場合も追加徴収及び返金はいたしません。
- (9) 上記(1)から(8)以外で、企画書面にその旨記載した代金
※(1)~(9)の費用は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても、事業者に対し払い戻しはいたしません。

11 旅行代金に含まれないもの

- 第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部は以下に例示します。
- (1) 超過手荷物料金 (各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)
 - (2) クリーニング代、電報・電話代、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他追加料等個人的諸費及びそれに伴う税・サービス料
 - (3) 傷害、疾病に関する医療費
 - (4) 日本国内における自発から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費
 - (5) 日本国内の空港税、出国税及びこれに類する諸税
 - (6) ご乗車のみが加えられるオプションツアー (別添付料金の小旅行) の料金
 - (7) その他、企画書面又は契約書面等内で「〇〇料金」と称するもの
 - (8) 宿泊機関が課す諸税
 - (9) 運送機関が課す付加運賃・料金 (例: 燃料油サーチャージ)。航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収、減額になったときはその分を返金します。(前項(8)のコースの燃料油サーチャージは除きます。)
 - (10) 上記(1)から(9)以外で、企画書面又は契約書面等にその旨記載した代金

12 追加代金及び割引代金

- (1) 第9項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。
(予め旅行代金の中に含めて表示したものを除きます。)
ア) 1人部屋を使用する場合の追加代金 (大人・子供一律1名様代金です。)
イ) ホテル又は部屋タイプの変更のための追加代金
エ) 「食事」を条件とした宿泊代金を「食事付」にした場合の追加代金の差額
ロ) ホテルの宿泊施設のための追加代金
カ) 航空会社の指定希望を要する追加代金
キ) 航空会社の指定希望を要する運賃差額
ク) その他「プレント等」で「〇〇追加代金」と称するもの
- (2) 第9項でいう「割引代金」は以下の代金をいいます。
企画書面又は契約書面等で「〇〇割引代金」と称するもの。
(予め、割引後の旅行代金を設定したものを除きます。)

13 旅行契約内容の変更

- (1) 事業者が受注型企画旅行契約内容の変更を求めたときは、当社は可能な限り事業者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社に旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当社の運航計画による遅延サービスの提供その他の当社の開止し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様又は事業者が、予め通知が当該事由が生じた開止し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行行程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にお客様又は事業者にご説明いたします。

14 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものと公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に事業者へ通知いたします。
 - (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がされる場合は、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (3) 旅行行程が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社にその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (4) 第13項(1)で旅行行程が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず送迎・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴って変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金と異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

15 お客様の交替

- (1) 事業者は、当社の承諾を得て、旅行契約上の、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、事業者には、新たに旅行契約を希望する方の申し込みに必要な事項をお申出の上、取消料と同様に個人の手数料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合があるときは、お客様との交替をお断りすることがあります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が、地位の譲渡を承諾した手続料を受理した時に効力を生ずるものと、以後、旅行契約上の地位を譲り受け第三者がお客様が旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお、当該第三者が個人である場合であっても、当該受注型企画旅行契約については、契約上の地位の譲渡の効力発生後も引き続きこの部約款が適用されるものとします。

16 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前
① 事業者の解除
ア) 事業者は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします (お申出の期日より旅行契約の額に差が生じることもありますが、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等は事業者でもお申込み時点で必ずご確認ください。)。ただし、当社が事業者との間で、本項(1)に定める特約を結んだときは、事業者は、当該特約に基づく取消料の支払いが必要です。
イ) 当社は事業者との間で取消料についての特約を結ぶことができます。ただし、当該特約に基づき取消料の額が本項(1)エ)の表に定める額を超え、かつ、事業者とお客様との間の契約その他の合意により、お客様が取消料により本契約に基づく当該お客様にかかるとする旅行代金を基礎として算出される取消料の額を超える額の取消料又は違約料を支払うことになっている場合、この特約は無効とします。
ウ) ご旅行出発当日の契約解除のお申出に際し、お申込みの営業所が営業時間外の場合は、当社が別途案内した「緊急連絡先」にお申出ください。
エ) 事業者は次の項目に該当する場合は、取消料として旅行契約を解除できます。
a 第13項に該当し、旅行契約内容が変更されたとき。
ただし、その変更が第23項の表の左側に掲げられるもの、その他重要なものである場合に限ります。
b 第14項(1)に基づき、旅行代金が増額されたとき。
c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行行程の円滑な実施が不可能となり、又は、不可能になるおそれがあるとき。
d 当社が事業者に対し、第7項(3)に記載の最終旅行日程表を両項に規定する日までににお渡しできなかったとき。
e 当社が責任を帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
オ) 当社は本項(1)①ア、イ)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金 (あるいは申込金) から所定の取消料を差し引き、払い戻しを行います。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申し受けます。

●取消料

1. 国内旅行に係る取消料

| 旅行契約の取消日 | 取消料 |
|---|-------------|
| イロからへまでに掲げる場合以外 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る) | 企画料金に相当する金額 |
| ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日(日曜日旅行にあっては10日)以降に解除する場合 | 旅行代金の20% |
| ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前に解除する場合 | 旅行代金の30% |
| ニ 旅行開始後の前日に解除する場合 | 旅行代金の40% |
| ホ 旅行開始後の当日に解除する場合 | 旅行代金の50% |
| ヘ 旅行開始後の解除は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100% |

- (注1) 上記表内の「旅行開始後」とは、下記のたとおりとします。
① 添乗員、当社の「使用人」又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
② 添乗員による受付が行われない場合で、最初の運送サービスが航空機であるときは、乗客のみが入場できる空港内における手荷物検査等の完了時
③ ②の場合において、お客様又は事業者のご都合によりご旅行当日に手荷物検査等の受付終了時刻に合わない場合は、受付が不可能になった時点 (当該航空会社の受付カウンター開閉後の受付終了時以降) を旅行開始後とみなします。
- ② 当社の解除
ア) 事業者が第8項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)①ア)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
イ) 旅行代金に該当する場合は、当社は事業者が理由を説明して旅行契約を解除することができるものとします。
a お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
b お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
c お客様又は事業者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
d スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のようになり当社が予め明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれがあるとき。
e 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の開止し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
f お客様又は事業者 (代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む。) が暴行団員、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力であると判明したとき。
g) 当社は本項(1)②ア)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金 (あるいは申込金) から違約料を差し引いて払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後の解除・払い戻し

- ① 事業者の解除・払い戻し
ア) 事業者のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、事業者の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
イ) 事業者は、旅行開始後であっても、お客様又は事業者の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、事業者は、当該不可能になった旅行サービス提供に関わる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に関わる部分に相当する代金を事業者に払い戻しいたします。
※当該事由が当社の責任に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に関わる金額を差し引くものを事業者に払い戻しいたします。
② 当社の解除・払い戻し
ア) 旅行開始後であっても、次の事項に該当する場合は、当社はお客様に予め理由を説明して、旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。
a お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の開止し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能になったとき。
d お客様又は事業者が暴行団員、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。